

各 論 II

● 内 容

- 第1章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策
- 第2章 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項

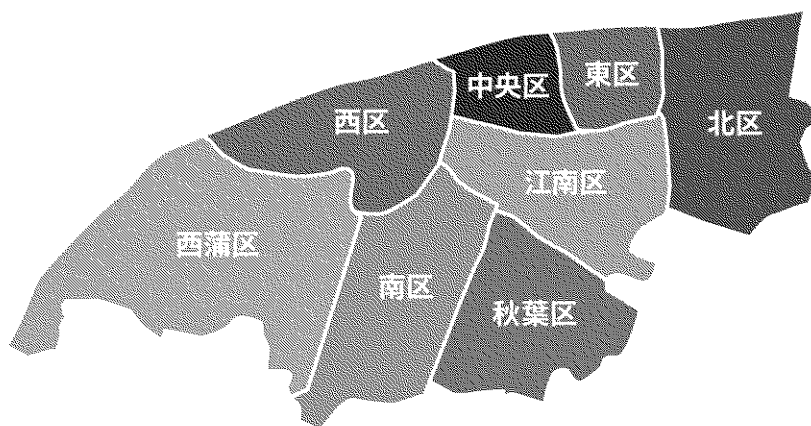
第 1 章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

1-1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域を設定するものとしています。

本市の区域設定にあたっては、「8つの行政区」を教育・保育提供区域として位置付けます。

また、地域子ども・子育て支援事業においては、この8区域を基本としつつ、ニーズや提供体制が広域的・統一的であるなどの事業については、全市域を提供区域に設定します。



【各区の人口】

区名	総人口		0～5歳人口		6～11歳人口		教育・保育施設数
	人口	増減比	人口	増減比	人口	増減比	
北区	74,113	97.3%	3,055	91.0%	3,779	94.0%	27
	72,106		2,782		3,552		
東区	136,779	97.3%	6,471	91.2%	6,638	94.0%	49
	133,075		5,900		6,241		
中央区	175,242	97.3%	8,026	91.2%	8,355	94.0%	68
	170,496		7,320		7,853		
江南区	68,626	97.3%	3,320	91.1%	3,723	94.1%	31
	66,768		3,024		3,502		
秋葉区	76,998	97.3%	3,431	91.2%	4,021	94.0%	28
	74,913		3,127		3,780		
南区	44,786	97.3%	2,001	91.1%	2,148	94.0%	17
	43,573		1,822		2,020		
西区	156,464	97.3%	7,438	91.1%	8,213	94.0%	54
	152,227		6,778		7,718		
西蒲区	56,889	97.3%	2,129	90.9%	2,531	94.1%	21
	55,348		1,935		2,380		
新潟市計	789,897	97.3%	35,871	91.1%	39,408	94.0%	295
	768,506		32,688		37,046		

※上段は平成31年実績値、下段は令和6年推計値

1-2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 市全体の教育・保育の量及び確保の方策

国の算出方法に基づき、教育・保育の「量の見込み」を算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、本市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりとなります。

【必要な量の見込み（令和2・3年度）】

	R 1 実績				R 2 見込み				R 3 見込み				
	教育		保育		教育		保育		教育		保育		
	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
全市	①利用数	5,030	13,338	7,967	1,210	4,653	13,216	8,040	1,297	4,330	13,209	8,261	1,331
	②定員	7,445	13,947	7,404	2,227	7,503	14,248	7,578	2,295	7,503	14,248	7,578	2,295
	過不足分(②-①)	2,415	609	▲563	1,017	2,850	1,032	▲462	998	3,173	1,039	▲683	964
北区	①利用数	252	1,317	685	106	235	1,302	689	115	220	1,299	707	119
	②定員	436	1,426	755	211	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218
	過不足分(②-①)	184	109	70	105	201	140	78	103	216	143	60	99
東区	①利用数	848	2,315	1,418	222	770	2,290	1,428	234	702	2,285	1,468	235
	②定員	1,161	2,285	1,394	360	1,206	2,349	1,410	370	1,206	2,349	1,410	370
	過不足分(②-①)	313	▲30	▲24	138	436	59	▲18	136	504	64	▲58	135
中央区	①利用数	1,983	2,400	1,706	258	1,854	2,391	1,738	275	1,746	2,402	1,800	281
	②定員	2,799	2,593	1,488	610	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613
	過不足分(②-①)	816	193	▲218	352	955	215	▲236	338	1,063	204	▲298	332
江南区	①利用数	194	1,516	794	120	182	1,491	773	123	173	1,479	766	122
	②定員	255	1,654	773	175	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179
	過不足分(②-①)	61	138	▲21	55	88	170	16	56	97	182	23	57
秋葉区	①利用数	388	1,293	719	114	349	1,270	729	127	314	1,258	753	136
	②定員	887	1,294	671	130	911	1,333	710	149	911	1,333	710	149
	過不足分(②-①)	499	1	▲48	16	562	63	▲19	22	597	75	▲43	13
南区	①利用数	58	965	487	59	55	942	494	65	52	927	507	69
	②定員	70	983	342	140	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149
	過不足分(②-①)	12	18	▲145	81	15	98	▲128	84	18	113	▲141	80
西区	①利用数	1,188	2,472	1,629	271	1,100	2,477	1,654	292	1,025	2,502	1,710	300
	②定員	1,658	2,586	1,441	421	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437
	過不足分(②-①)	470	114	▲188	150	582	169	▲175	145	657	144	▲231	137
西蒲区	①利用数	119	1,060	529	60	108	1,053	535	66	98	1,057	550	69
	②定員	179	1,126	540	180	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180
	過不足分(②-①)	60	66	11	120	11	118	20	114	21	114	5	111

【必要な量の見込み（令和4～6年度）】

		R 4 見込み				R 5 見込み				R 6 見込み			
		教育		保育		教育		保育		教育		保育	
		3-5歳	3-5歳	1・2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1・2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1・2歳	0歳
全市	①利用数	3,938	12,935	8,626	1,362	3,658	12,973	8,799	1,387	3,383	13,003	8,942	1,409
	②定員	7,428	14,248	7,578	2,295	7,287	14,248	7,578	2,295	7,113	14,248	7,578	2,295
	過不足分(②-①)	3,490	1,313	▲1,048	933	3,620	1,275	▲1,221	908	3,730	1,245	▲1,364	886
北区	①利用数	202	1,270	736	123	189	1,272	749	126	177	1,273	760	129
	②定員	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218
	過不足分(②-①)	234	172	31	95	247	170	18	92	259	169	7	89
東区	①利用数	624	2,235	1,531	237	565	2,240	1,560	237	506	2,241	1,584	237
	②定員	1,206	2,349	1,410	370	1,206	2,349	1,410	370	1,116	2,349	1,410	370
	過不足分(②-①)	582	114	▲121	133	641	109	▲150	133	610	108	▲174	133
中央区	①利用数	1,609	2,364	1,894	286	1,515	2,382	1,946	291	1,425	2,400	1,990	294
	②定員	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613
	過不足分(②-①)	1,200	242	▲392	327	1,294	224	▲444	322	1,384	206	▲488	319
江南区	①利用数	160	1,438	775	120	152	1,432	767	118	143	1,425	756	115
	②定員	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179
	過不足分(②-①)	110	223	14	59	118	229	22	61	127	236	33	64
秋葉区	①利用数	274	1,221	790	143	244	1,215	809	150	214	1,209	825	157
	②定員	836	1,333	710	149	686	1,333	710	149	611	1,333	710	149
	過不足分(②-①)	562	112	▲80	6	442	118	▲99	▲1	397	124	▲115	▲8
南区	①利用数	49	893	532	72	47	882	544	75	45	872	555	78
	②定員	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149
	過不足分(②-①)	21	147	▲166	77	23	158	▲178	74	25	168	▲189	71
西区	①利用数	933	2,475	1,794	308	868	2,506	1,838	315	804	2,535	1,877	321
	②定員	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437
	過不足分(②-①)	749	171	▲315	129	814	140	▲359	122	878	111	▲398	116
西蒲区	①利用数	87	1,039	574	73	78	1,044	586	75	69	1,048	595	78
	②定員	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180
	過不足分(②-①)	32	132	▲19	107	41	127	▲31	105	50	123	▲40	102

【確保の方策】

1号認定は、現在の提供体制で受け入れ可能であり、将来的な見込みに対しても供給過多のため、適切な定員調整を行います。3号認定（1・2歳）の定員は、需要に対して不足している状況です。引き継ぎ、施設整備や開閉設の比較的容易な小規模保育事業の活用など、当分の間の低年齢児を中心とした、受け入れ体制の拡充を図ります。併せて、供給過多である1号の定員数を低年齢児の受入にシフトする方向性についても検討していきます。

なお、これらについては「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき検討・実施していきます。

1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

本市の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

No.	子ども・子育て支援法における事業	本市事業名称
①	利用者支援事業	妊娠・出産サポート体制整備事業 (妊娠・子育てほっとステーション)
②	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業
③	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
⑤	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業	こどもショートステイ
⑦	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
⑧	一時預かり事業	一時預かり事業〔保育園等によるもの〕 一時預かり事業〔幼稚園によるもの〕
⑨	時間外保育事業	延長保育事業
⑩	病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑪	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業(※1)	実費徴収に係る補足給付事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(※1)	障がい児保育事業(一部)(※2)

※1 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、量の見込み・確保の方策を算出する事業の対象外となっています。

※2 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、「ア) 新規参入施設等への巡回支援」及び「イ) 認定こども園特別支援教育・保育経費」からなっていますが、本市では「イ)」を実施しています。

① 妊娠・出産サポート体制整備事業

対 象	妊婦、子どもとその保護者
事 業 概 要	妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行うため、各区「妊娠・子育てほっとステーション」に保健師・助産師等の専門職（マタニティナビゲーター）を配置し、ひとりで悩まない子育て環境を整備します。
現 状 と 課 題	晩産化や核家族化により、子育て家庭が身近な家族等の支援が受けられない、また、不安が生じやすい状況にあるため、孤立させず適切なサポートにつなげていく必要があります。
取り組みの方向性	「妊娠・子育てほっとステーション」を中心に、NPO法人等の民間事業者を含めた関係機関との連携を強化し、きめ細やかな支援の充実を図ります。 また、民間事業者等、サポートにつながる社会資源の拡充を検討します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 実施箇所数（箇所）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
北区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
東区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
中央区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
江南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
秋葉区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西蒲区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援センター事業

対 象	0歳～5歳の子どもとその保護者
事業概要	家庭や地域における子育て環境の変化や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。
現状と課題	0～2歳児の教育・保育施設への入園が年々増加していることもあり、地域子育て支援センターの利用人数の減少や利用児童の低年齢化が進んでいることから、利用する子どもが安心して過ごせるような配慮や工夫とともに、利用者の年齢やニーズに応じた事業内容の見直しが必要です。また、利用者の多様なニーズに対応するための、職員のスキルアップが求められています。
取り組みの方向性	主な利用児童である0～1歳児に合わせた子育て等に関する相談・支援の実施や、教育・保育施設への入園を含む多様な保育サービスに関する情報、及び地域の子育て関連情報の提供を充実させるとともに、各支援センター間の連携による職員の資質向上を図るための取り組みを行います。また、利用状況等を踏まえ、必要に応じ施設数の見直しや施設の整備（改修・移転を含む）を検討します。

【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用者数(人/年) 確保の方策：実施箇所数(箇所)		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	301,745	298,335	294,964	291,631	288,336	285,077
	確保の方策	45	45	45	45	45	45
北区	量の見込み	22,062	21,812	21,566	21,323	21,082	20,844
	確保の方策	6	6	6	6	6	6
東区	量の見込み	31,854	31,494	31,138	30,786	30,438	30,094
	確保の方策	5	5	5	5	5	5
中央区	量の見込み	78,006	77,125	76,253	75,391	74,539	73,697
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
江南区	量の見込み	27,428	27,118	26,812	26,509	26,209	25,913
	確保の方策	3	3	3	3	3	3
秋葉区	量の見込み	32,706	32,336	31,971	31,610	31,253	30,899
	確保の方策	5	5	5	5	5	5
南区	量の見込み	22,338	22,085	21,836	21,589	21,345	21,104
	確保の方策	4	4	4	4	4	4
西区	量の見込み	53,318	52,715	52,120	51,531	50,949	50,373
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
西蒲区	量の見込み	34,033	33,649	33,268	32,892	32,521	32,153
	確保の方策	6	6	6	6	6	6

③ 妊婦健康診査

対 象	妊婦
事 業 概 要	国の示す「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿った健康診査（全14回）に係る費用を助成し、妊婦の健康管理と経済的な負担の軽減を図ります。
現 状 と 課 題	妊婦健康診査の結果、治療や経過観察等を要する妊婦が増加しています。
取り組みの方向性	定期的な受診の重要性を周知するなど、妊婦健康診査受診の徹底を図るとともに、産前からの子育てに関する情報提供の機会として活用を努めます。

【必要な量の見込み】

量の見込み： のべ受診回数(回/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	70,657	65,272	64,181	62,983	61,691	60,362
	確保の方策	«提供区域» 全市 «確保の方策の提供体制» 委託医療機関：8病院、17診療所、1助産所 «実施時期» 【妊娠初期～妊娠23週】 4週間に1回 【妊娠24週～妊娠35週】 2週間に1回 【妊娠36週～分娩】 1週間に1回					

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業

対 象

生後4か月までの乳児とその保護者

事業概要

生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師等が訪問し、計測や育児相談のほか、子育て支援に関する情報提供や親子の心身状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

現状と課題

晩産化や核家族化により、身近な家族等の支援が受けられず孤立化しやすい、育児不安が生じやすい状況にあります。

取り組みの方向性

産後うつや早期発見や育児不安の解消、児童虐待防止のため、すべての家庭への訪問を実施することで、養育環境を把握し、必要な支援につなげます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 訪問乳児数（人／年）		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	5,964	5,504	5,412	5,311	5,202	5,090
	確保の方策	5,964	5,504	5,412	5,311	5,202	5,090
北区	量の見込み	514	453	446	437	428	419
	確保の方策	514	453	446	437	428	419
東区	量の見込み	1,067	1,037	1,020	1,001	980	959
	確保の方策	1,067	1,037	1,020	1,001	980	959
中央区	量の見込み	1,430	1,315	1,293	1,269	1,243	1,216
	確保の方策	1,430	1,315	1,293	1,269	1,243	1,216
江南区	量の見込み	554	496	488	479	469	459
	確保の方策	554	496	488	479	469	459
秋葉区	量の見込み	547	511	502	493	483	472
	確保の方策	547	511	502	493	483	472
南区	量の見込み	312	278	273	268	263	257
	確保の方策	312	278	273	268	263	257
西区	量の見込み	1,215	1,123	1,104	1,084	1,062	1,039
	確保の方策	1,215	1,123	1,104	1,084	1,062	1,039
西蒲区	量の見込み	325	291	286	281	275	269
	確保の方策	325	291	286	281	275	269

⑤ 養育支援訪問事業

対 象	養育支援が必要な家庭（子どもの年齢は18歳未満）、特定妊婦
事 業 概 要	特に支援が必要と認められる子どもや保護者に対して、保健師による専門的相談支援及び養育支援ヘルパーを対象家庭に派遣し、育児・家事等の援助を実施します。
現 状 と 課 題	各区の保健師や児童虐待対応職員が必要な家庭を把握し利用につなげることとなりますが、利用者の承諾を得ることができず、実施に至らないケースに対してどのようにアプローチしていくかが課題です。
取り組みの方向性	各区の保健師や児童虐待対応職員等が連携し、支援が必要な家庭を適切に把握するとともに、対象者から派遣の同意を得られるよう工夫していきます。 中長期的に支援が必要とされる家庭については、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携しながら見守り支援をするとともに、他の福祉サービスにつなぐなど、継続して支援が受けられるよう努めます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ訪問回数（回／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	140	145	150	155	160	165
	確保の方策	140	145	150	155	160	165
	関わりの件数	800	810	820	830	840	850
北区	量の見込み	5	6	6	7	7	7
	確保の方策	5	6	6	7	7	7
東区	量の見込み	44	44	45	46	47	48
	確保の方策	44	44	45	46	47	48
中央区	量の見込み	20	21	22	23	24	25
	確保の方策	20	21	22	23	24	25
江南区	量の見込み	18	18	19	19	20	20
	確保の方策	18	18	19	19	20	20
秋葉区	量の見込み	10	11	12	12	13	14
	確保の方策	10	11	12	12	13	14
南区	量の見込み	5	6	6	7	7	7
	確保の方策	5	6	6	7	7	7
西区	見込み	31	32	32	33	34	35
	確保の方策	31	32	32	33	34	35
西蒲区	量の見込み	7	7	8	8	8	8
	確保の方策	7	7	8	8	8	8

※ 関わりの件数：各区役所（健康福祉課）が当該年度に新規に対応した児童虐待対応件数と前年度からの継続対応件数を合計した件数（実児童数）

⑥ こどもショートステイ

対 象 0歳～小学6年生の子ども

事業概要 保護者が、入院、出産や冠婚葬祭、出張などの理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合に実施施設において一時的に預かります。

現状と課題 制度上は、対象年齢が0歳から小学6年生ですが、受け入れ可能施設が乳児院のみであることから、実際は0～2歳までの受け入れとなっています。今後、受け入れ可能年齢の拡大に向けて他施設と協議を進める必要があります。

取り組みの方向性 受け入れの拡大のため、本事業を実施できる施設へのはたらきかけを行います。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ利用人数（人／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	66	89	84	84	84	79
		96	96	96	96	96	96
	確保の方策	«提供区域» 全市 «確保の方策の提供体制» 乳児院 1施設					

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

対 象 0歳～18歳の子どもの保護者

事業概要

事前の会員登録により、子どもの預かりや送迎等の援助を受けたい会員（依頼会員）と援助を行いたい会員（提供会員）をマッチングさせ、相互援助活動の連絡・調整を行います。病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズにも対応します。

現状と課題

平成30年に活動件数が大幅に増加した一方で、提供会員数が伸びていない状況です。今後も活動件数が増える見込みであるため、更なる提供会員の確保が必要です。

取り組みの方向性

説明会の開催や広報活動による周知や働きかけを工夫し、提供会員の増加を目指します。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した病児の代理受診など利用範囲や使い方について、よりわかりやすい周知を図ります。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策： のべ利用人数（人/年） 会員数：人/年度末時点		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	7,993	8,634	9,481	10,339	11,312	12,287
	確保の方策	7,993	8,634	9,481	10,339	11,312	12,287
	提供会員数	499	518	537	557	578	600
	依頼会員数	2,393	2,585	2,839	3,096	3,387	3,679
北区	量の見込み	694	750	824	898	983	1,067
	確保の方策	694	750	824	898	983	1,067
	提供会員数	54	62	68	74	81	88
東区	量の見込み	1,577	1,704	1,871	2,040	2,232	2,425
	確保の方策	1,577	1,704	1,871	2,040	2,232	2,425
	提供会員数	78	90	98	107	117	127
中央区	量の見込み	2,049	2,213	2,430	2,650	2,899	3,149
	確保の方策	2,049	2,213	2,430	2,650	2,899	3,149
	提供会員数	133	153	168	183	200	217
江南区	量の見込み	765	826	907	989	1,083	1,176
	確保の方策	765	826	907	989	1,083	1,176
	提供会員数	29	33	37	40	44	48
秋葉区	量の見込み	114	123	135	147	161	175
	確保の方策	114	123	135	147	161	175
	提供会員数	44	50	55	60	66	71
南区	量の見込み	144	155	170	186	203	221
	確保の方策	144	155	170	186	203	221
	提供会員数	28	32	35	39	42	46
西区	量の見込み	2,517	2,719	2,985	3,255	3,562	3,869
	確保の方策	2,517	2,719	2,985	3,255	3,562	3,869
	提供会員数	116	134	147	160	175	190
西蒲区	量の見込み	133	144	159	173	189	205
	確保の方策	133	144	159	173	189	205
	提供会員数	17	20	21	24	27	29

⑧-1 一時預かり事業【保育施設によるもの】

対 象

0歳～5歳の子ども

事業概要

日中、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園等で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

現状と課題

現在、事業の利用児童は0～2歳児が大半を占めていますが、利用児童の低年齢化が進むことにより事業全体の利用人数も出生数とともに減少傾向にあります。

また、利用児童の年齢層の変化から、各施設で提供される事業内容についても見直しが必要になっています。

取り組みの方向性

保護者の用事やリフレッシュ目的による一時預かりの需要に対応できるよう、拠点園のほかすべての保育施設で一時預かりを実施します。また、入園できなかった場合の一時的な利用にも対応します。

【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策：実施箇所数		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	23,611	21,795	20,007	18,417	16,930	15,574
	確保の方策	271	279	279	279	279	279
北区	量の見込み	825	762	699	644	592	544
	確保の方策	25	25	25	25	25	25
東区	量の見込み	3,882	3,583	3,289	3,028	2,784	2,561
	確保の方策	46	47	47	47	47	47
中央区	量の見込み	10,286	9,496	8,717	8,023	7,375	6,785
	確保の方策	61	62	62	62	62	62
江南区	量の見込み	1,236	1,141	1,047	964	886	815
	確保の方策	31	31	31	31	31	31
秋葉区	量の見込み	1,230	1,135	1,042	959	882	811
	確保の方策	20	22	22	22	22	22
南区	量の見込み	1,231	1,136	1,043	960	883	812
	確保の方策	16	17	17	17	17	17
西区	量の見込み	3,925	3,623	3,326	3,062	2,814	2,589
	確保の方策	52	54	54	54	54	54
西浦区	量の見込み	996	919	844	777	714	657
	確保の方策	20	21	21	21	21	21

⑧-2 一時預かり事業【幼稚園によるもの】

対 象 3歳～5歳の子ども

事業概要 市内の私立幼稚園において、働きながら幼稚園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かり、保育活動を行っています。

現状と課題 幼稚園における一時預かり（預かり保育）については、従来、実績把握が困難でしたが、幼児教育・保育の無償化により、定期利用者（新2号・新3号該当者）の利用ニーズ想定が可能となりました。
幼稚園教諭・保育士の不足により、事業実施（希望園児の受入れ人数確保）ができない施設が生じる恐れがあります。

取り組みの方向性 市内のすべての私立幼稚園において預かり保育を継続実施することができるよう、幼稚園教諭の確保及び補助制度の拡充に取り組みます。

【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策：実施箇所数		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	6,525	84,438	82,917	79,791	78,668	77,524
	確保の方策	5	11	11	11	11	11
北区	量の見込み	0	9,134	8,969	8,631	8,510	8,386
	確保の方策	2	2	2	2	2	2
東区	量の見込み	233	9,540	9,368	9,015	8,888	8,759
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
中央区	量の見込み	0	44,655	43,850	42,198	41,603	40,998
	確保の方策	6	5	5	5	5	5
江南区	量の見込み	0					
	確保の方策	0	0	0	0	0	0
秋葉区	量の見込み	0	6,089	5,980	5,754	5,673	5,591
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	0	4,770	4,684	4,507	4,444	4,379
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	2,586	10,250	10,066	9,686	9,550	9,411
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西蒲区	量の見込み	3,706					
	確保の方策	1	0	0	0	0	0

※「量の見込み」行の「実績」（見込）欄は市の補助事業利用分です。

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

対象	0歳～5歳の子ども（在園児）
事業概要	11時間の開所時間を超える保育需要へ対応するため、開所時間の前後において延長保育を実施します。
現状と課題	多様化する就業体系における保育ニーズに対応するため、すべての園で延長保育事業を実施しています。
取り組みの方向性	引き続き、すべての保育施設での延長保育事業を実施します。

【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策：実施箇所数		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	12,956	12,978	13,120	13,190	13,326	13,438
	確保の方策	271	279	279	279	279	279
北区	量の見込み	1,214	1,216	1,229	1,236	1,248	1,259
	確保の方策	25	25	25	25	25	25
東区	量の見込み	2,487	2,491	2,518	2,532	2,558	2,579
	確保の方策	46	47	47	47	47	47
中央区	量の見込み	2,710	2,715	2,745	2,759	2,788	2,811
	確保の方策	61	62	62	62	62	62
江南区	量の見込み	1,310	1,312	1,326	1,333	1,347	1,358
	確保の方策	31	31	31	31	31	31
秋葉区	量の見込み	904	906	916	921	930	938
	確保の方策	20	22	22	22	22	22
南区	量の見込み	926	927	938	943	952	960
	確保の方策	16	17	17	17	17	17
西区	量の見込み	2,690	2,694	2,724	2,738	2,767	2,790
	確保の方策	52	54	54	54	54	54
西蒲区	量の見込み	716	717	724	728	736	743
	確保の方策	20	21	21	21	21	21

⑩ 病児・病後児保育事業

対 象 生後6か月～小学6年生の子ども

事業概要 病児(病児)や病気の回復期(病後児)にある児童について、保護者が就労などにより、家庭で看護又は保育できないときに、医療機関や保育施設に併設した病児・病後児保育施設で一時的に保育を行います。

令和元年度に南区で医療機関併設の病児保育、北区・西蒲区では保育施設併設の病後児保育を実施することにより、全区でのサービス提供となります。

現状と課題 なお、利用者は0～2歳が全体の70%を占めています。共働きやひとり親の増加等によりニーズは依然として高い状況にありますが、感染症は隔離が必要となるなど、施設の定員まで受け入れできない場合もあることや、急なキャンセルの対応など充足率の低下も課題となっています。

取り組みの方向性 利用ニーズは依然として高い状況のため、充足率の向上と併せて、必要に応じて医療機関併設を基本とした整備の検討を行います。

【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数(人/年) 確保の方策：実施箇所数		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	12,680	14,871	15,722	16,411	17,373	18,226
	確保の方策	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)
北区	量の見込み	537	1,568	1,638	1,710	1,785	1,864
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)
東区	量の見込み	2,458	2,436	2,413	2,391	2,369	2,347
	確保の方策	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)
中央区	量の見込み	3,656	3,848	4,049	4,261	4,484	4,719
	確保の方策	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)
江南区	量の見込み	1,704	1,668	1,632	1,597	1,563	1,530
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)
秋葉区	量の見込み	1,135	1,255	1,388	1,535	1,697	1,877
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)
南区	量の見込み	237	693	817	963	1,135	1,337
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)
西区	量の見込み	2,863	3,036	3,219	3,414	3,620	3,838
	確保の方策	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)
西蒲区	量の見込み	88	366	565	540	720	714
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)

※確保の方策の()内は定員数

⑪ 放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

対 象

小学生

事業概要

就労等により昼間保護者がいない小学校の児童に対し、授業終了後や土曜日に遊びや生活の場を提供し、家庭や地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を行います。

現状と課題

放課後児童クラブを利用する児童は年々増え続けており、公設クラブの施設整備を進めるとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受入れ、地域の子どもたちを地域で見守る体制を整えてきました。

利用する児童の増加に対応するため、引き続き受入体制の確保が必要です。

取り組みの方向性

引き続き待機児童を出さないよう受入体制を整えるため、公設クラブの施設整備や民設クラブへの運営助成を行っていきます。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもふれあいスクールとの一体的な実施や、放課後児童クラブの質の向上を進めます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績		本計画期間の見込み量					
			R1	R2	R3	R4	R5	R6		
全市	低学年	量の見込み	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243		
		確保の方策	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243		
	高学年	量の見込み	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634		
		確保の方策	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634		

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績	本計画期間の見込み量					
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	
北区	低学年	量の見込み	803	807	797	808	801	805	
		確保の方策	803	807	797	808	801	805	
	高学年	量の見込み	129	143	156	161	162	161	
		確保の方策	129	143	156	161	162	161	
東区	低学年	量の見込み	1,475	1,533	1,587	1,678	1,733	1,820	
		確保の方策	1,475	1,533	1,587	1,678	1,733	1,820	
	高学年	量の見込み	307	346	381	384	398	415	
		確保の方策	307	346	381	384	398	415	
中央区	低学年	量の見込み	1,875	1,938	1,997	2,067	2,165	2,250	
		確保の方策	1,875	1,938	1,997	2,067	2,165	2,250	
	高学年	量の見込み	435	497	552	570	588	608	
		確保の方策	435	497	552	570	588	608	
江南区	低学年	量の見込み	969	1,005	1,019	1,036	1,074	1,102	
		確保の方策	969	1,005	1,019	1,036	1,074	1,102	
	高学年	量の見込み	187	210	222	229	237	242	
		確保の方策	187	210	222	229	237	242	
秋葉区	低学年	量の見込み	917	899	904	917	967	990	
		確保の方策	917	899	904	917	967	990	
	高学年	量の見込み	317	353	386	399	392	396	
		確保の方策	317	353	386	399	392	396	
南区	低学年	量の見込み	455	473	493	511	533	526	
		確保の方策	455	473	493	511	533	526	
	高学年	量の見込み	85	98	106	109	113	118	
		確保の方策	85	98	106	109	113	118	
西区	低学年	量の見込み	1,869	1,942	1,956	2,016	2,055	2,128	
		確保の方策	1,869	1,942	1,956	2,016	2,055	2,128	
	高学年	量の見込み	357	400	439	445	461	467	
		確保の方策	357	400	439	445	461	467	
西蒲区	低学年	量の見込み	583	612	634	631	621	622	
		確保の方策	583	612	634	631	621	622	
	高学年	量の見込み	172	193	201	209	218	227	
		確保の方策	172	193	201	209	218	227	

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

対 象	①特定教育・保育施設に在籍する、生活保護受給世帯の子ども ②新制度へ移行していない幼稚園に在籍する、年収360万円未満相当世帯、または小学3年生以下から数えて第3子以降にあたる子ども
事 業 概 要	①教材費など実費徴収額の一部を補助します。 ②給食費の実費徴収額のうち、副食材料費の一部を補助します。 国制度に則り事業を実施しています。
現 状 と 課 題	副食材料費の補足給付については、幼児教育・保育の無償化に併せて新たに開始されたため、事業規模等を精査する必要があります。
取り組みの方向性	①は低所得者世帯の子どもの健やかな成長の支援として、②は特定教育・保育施設における副食費免除加算に相当する補助事業として、引き続き実施します。

⑬ 障がい児保育事業（一部）

対 象	特別な支援が必要な子どものうち、私学助成など他の制度で支援の対象とならない子どもを受け入れ、そのための職員を配置している私立認定こども園
事 業 概 要	特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築し、当該子どもの福祉向上を図るため、当該子どもを受け入れ、そのための職員を配置した施設に対して、その経費を助成します。
現 状 と 課 題	特別な支援が必要な子どもの施設への受け入れニーズは年々高まっており、施設もそのための職員を配置することにより対応しています。
取り組みの方向性	引き続き、特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するとともに、対象施設への経費の助成を行います。

第2章 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項

2-1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う利便性の高い施設であることから、既存の幼稚園や保育園からの移行について、地域の状況、利用者のニーズ、施設・設備等の状況や設置者の意向を踏まえて支援するとともに、認定こども園の適正な配置に努めます。

(2) 質の高い教育・保育等の役割・基本的考え方及びその推進方策

① 教育・保育に係るスタッフの資質の確保・向上に関する考え方

教育や保育に携わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るための研修の機会を確保します。また、教育・保育実践とその振り返りの中で、専門性を向上させていく体制整備に努めます。

② 幼保こ小の連携・接続に関する考え方

子どもに対する一貫した教育や個々の子どもに応じたきめ細やかな対応を図るため、「新潟市共通幼小接続期カリキュラム」に基づいたカリキュラムの導入や職員研修を推進することで小学校への円滑な接続に努めます。

③ 教育・保育施設と地域型保育事業の連携・接続に関する考え方

小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を確保することを働きかけるとともに、卒園後の受け皿の相談など保護者に寄り添った支援を行うため、各区に保育コンシェルジュを配置するなど、円滑な接続を確保していきます。

④ 障がいのある子どもや外国につながる幼児等に対する配慮に関する考え方

障がいのある子どもや、海外から帰国した幼児、外国人幼児なども適切に教育・保育サービスが受けられるよう、相談支援や情報提供などきめ細やかな対応を図るとともに、小学校への円滑な接続を視野に、個々の子どもの状況・特性に応じた支援を提供できる体制整備に努めます。

2-2 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である幼児教育の重要性や保護者の経済負担の軽減等を勘案しつつ、給付の公正化・適正化や保護者の利便性、施設の事務負担の軽減化を図り、今後も定期的に事務の見直しを行います。

給付方法の具体は、新制度未移行幼稚園については、従来の就園奨励費との事務の連続性を鑑み、一部事務の簡略化を図るとともに、法定代理受領にて毎月給付することを基本とします。

また、保護者負担の軽減や過誤請求・給付誤り防止のため、預かり保育事業や認可外保育施設については、入所施設での給付申請取りまとめを依頼し、償還払いにて毎月の給付に取り組むこととします。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、新潟県と常に連携しながら、情報共有及び公開を行い、保育の質の向上が図られるよう施設等への働きかけを行います。

2-3 指針に基づく任意記載事項に係る事業

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本計画に基づき、教育・保育施設の整備による定員の拡充、地域型保育事業の実施などにより保育の受け皿の拡大を図るとともに、適切な情報提供や入園等に関する相談にきめ細かに対応するなど、保護者に寄り添った支援に努めます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項

児童虐待への対応や社会的養護、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児への支援など特別な支援を要する子どもへの支援のためには、各機関での専門的で適切な対応や相互の連携が必要です。

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るため、育児不安の軽減を図るなど発生予防に努めるとともに、関係機関が連携し情報共有と早期発見、早期対応に努め、子どもの安全を第一に考えた取り組みを進めます。

また、児童相談所及び「子ども家庭総合支援拠点」の機能の検討を踏まえ、必要な体制整備と職員の資質向上に取り組みます。

さらに、平成 28 年以降の児童福祉法等の改正を踏まえ、子どもの権利擁護に関して体罰によらない子育ての推進をはじめ、児童虐待防止や通告義務等に関して、市民へ広く周知・啓発し、地域全体で子どもを守る体制の充実に努めます。

② 社会的養護体制の充実

社会的養護が必要な子どもについては、できる限り家庭的な環境での養護を進めるため、里親委託の推進やファミリーホームへの支援を行います。

また、施設や里親等からの自立後のアフターケアにも取り組むとともに、職員の資質向上や人材確保を図り、専門的ケアの充実に努めます。

③ ひとり親家庭への自立支援

児童扶養手当の給付やひとり親家庭等医療費助成などの経済的支援のほか、母子・父子自立支援員による就労支援などを総合的に推進することで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

また、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援を引き続き実施します。

④ 障がい児施策の充実

障がいのある子どもやその家庭に対する支援については、児童発達支援センター「こころん」が中核的な役割を担い、各事業所や関係機関と連携し、地域の支援体制の充実に努めます。

また、早期の気づきや対応のための相談・支援の強化や、療育機関、通所・入所支援、特別支援教育の充実に努めるとともに、社会的な理解や地域社会への参加を推進します。

医療的ケアが必要な子どもやその家族が、地域で安心して生活できるよう医療・福祉・教育分野等が連携して支援体制の充実を図ります。

なお、具体的な取り組みは、施策 1-5 配慮が必要な子どもへの支援 (P61)、施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援 (P71)、施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策 (P78)、施策 3-4 社会的養護体制の充実 (P80) に掲載しています。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策

共働き家庭の増加、雇用環境の変化、核家族化など、仕事をしながら子育てをしていくためには、従来の長時間労働や性別による固定的な役割分担意識に影響を受けてきた働き方を見直すことと、保護者が利用できる有用な子育て支援サービスを展開することを両輪として同時並行で進めていくことが必要です。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みが、親としての家庭生活に重要であるばかりではなく、ビジネスパーソンとしてのキャリア形成や、企業・事業主にとっても人材確保や生産性の向上等につながることを理解してもらうような啓発を進めます。

また、長時間労働の縮減や、年次有給休暇取得促進のための啓発のほか、育児休業や子育てに関わる休暇を取得しやすい職場環境づくりを促進します。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育の受け皿を拡充していくほか、多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、出産などで退職したり、働きたいと思っている子育て中の女性の再就職を支援します。

③ 土曜日や長期休暇中の保育等に関する普及啓発

保護者の働き方等に対応した保育サービス等の充実を図る一方で、子どもの「最善の利益」実現の観点からは、保護者が仕事をする中でも、できるだけ子どもと過ごす時間を持ち、コミュニケーションを大切にすることが必要と考えられ、また、保育士の働き方や保育の質の確保の観点からも、保育施設等開所日でも、土曜日やお盆期間中など保護者が休みの日は、家庭での保育を呼びかけるなど保護者や企業等への普及啓発を行います。

なお、具体的な取り組みは、施策 3-1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成 (P74) に掲載しています。

第 3 章 子ども・子育て支援事業計画に係るその他の計画

3-1 次世代育成支援対策行動計画との整合について

本市では、平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「新潟市次世代育成支援対策行動計画（すこやか未来アクションプラン）」を策定し、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間、前・後 2 期に渡り次世代育成支援対策に関する基本的方向性や実施する施策及びその目標を示し、取り組みを推進してきました。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が法定義務となり、次世代育成支援対策行動計画は任意策定となったことから、平成 27 年度からは「新潟市次世代育成支援対策行動計画（すこやか未来アクションプラン）」を継承しつつ、内容を重点化した「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」（以下「第 1 期計画」という）を策定し、子ども・子育て施策の推進を図っています。

なお、本計画には第 1 期計画と同様に、次世代育成支援対策行動計画のうち、必要な事項についても盛り込んでいます。

3-2 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画

(1) 放課後児童クラブ

① 年度ごとの見込み及び目標（再掲）

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績	本計画期間の見込み量					
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	
全市	低学年	量の見込み	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243	
		確保の方策	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243	
	高学年	量の見込み	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634	
		確保の方策	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634	

※各区の量の見込み及び確保の方策については省略

② 放課後児童クラブ実施の主な取り組み

ア) 施設・受け皿の確保

「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童1人につきおおむね1.65㎡以上確保する必要があります。

今後も利用児童数の増加に対応し児童が生活するスペースを確保するため、小学校内の余裕教室の活用を基本としながら、状況に応じてその他の施設も活用し放課後児童クラブの整備を行っていきます。

イ) 職員の配置・質の向上

支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を2人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち1人を「放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内」に放課後児童支援員となることが見込まれる」補助員に代えることができます。

児童の自主性、社会性及び創造性等のより一層の向上に必要な知識や能力を得るため、放課後児童健全育成事業者及び従事している職員を対象とした研修や情報交換会を継続実施します。

また、国の制度に基づき支援員の勤務年数や研修実績に応じた「キャリアアップ処遇改善」や市独自に実施する処遇改善などにより、放課後児童クラブに従事している職員の処遇を改善し職員の確保や質の向上に繋がります。

利用する保護者、地域の住民に放課後児童クラブの取り組みについて理解や協力をいただけるよう、学校等を通じて日々の活動など周知を進めます。

ウ) 地域の実情に応じた開所時間について

現在、ひまわりクラブの開所時間は18時30分までとなっています。

開所時間については、子ども・子育て会議において「働く保護者のために延長すべき」との意

見や「延長せず、子どもが家庭で過ごす時間も大切にすべき」といった意見がありました。開所時間の延長については、延長のニーズや家庭・地域の状況などを踏まえ、総合的に検討していきます。

なお、検討にあたっては、開所時間の延長に伴う支援員の確保や、利用料をはじめとした費用の増加も考慮する必要があります。

(2) 子どもふれあいスクール

① 子どもふれあいスクールの実施目標

新潟市では放課後子供教室を子どもふれあいスクールと呼んでいます。子どもふれあいスクールは、小学校を活用して、子どもたちに安心安全な居場所を提供するとともに、異年齢交流や地域人材を活用した大人との交流により、心豊かなたくましい子どもたちを育み、地域の教育力の活性化を図ります。実施校の全児童が対象です。

子どもふれあいスクールへの児童平均参加率を向上させることを実施目標とします。

【目標事業量】

(単位：%)		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	児童の平均参加率	13.4	13.7	13.7	13.8	13.8	14.0

② 子どもふれあいスクール実施の具体的な方策

ア) 実施プログラムの展開

主な活動内容として①身体活動（ボール運動、卓球、竹馬、一輪車、自由遊び 等）、②文化活動（読書、囲碁、将棋、折り紙、かるた、オセロ、工作・手芸 等）、③学習活動（宿題、自主学习、補充学習、清掃などのボランティア活動 等）、④イベント活動（お泊まり会、祭り、クリスマス会、餅つき大会 等）を展開します。

また、必要に応じて活動事例集で実施プログラムを紹介し、すべての児童が参加できる学習・体験活動の実施プログラムを推進します。

イ) 事業の拡大

新たに実施を希望する小学校区を調査、把握し、実施に向けて取り組むとともに、現在実施しているふれあいスクールについても、事業内容のさらなる充実を図り、令和 6 年度までに実施校での児童の平均参加率を 14.0%となることを目指します。

ウ) ボランティア等の人材確保

ふれあいスクールでは、スタッフの高齢化等に伴いスタッフの確保も事業継続の課題となっています。ふれあいスクールに個別に支援をしながら、スタッフの増員を呼び掛けていきます。

(3) 放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの一体型の実施

① 一体型による放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールの整備方針と目標

令和6年度までに23箇所の一体型の実施を目指すとともに、両事業を行うすべての実施校において、連携の強化を図っていきます。

ここでいう一体型とは、両者で考えた共通のプログラムを行うことです。

放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの各関係者が連携・協力し、それぞれの特徴を生かしながら実施していきます。

【目標事業量】

(単位：箇所)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	一体型の 実施箇所	20	21	21	22	23	23

② 一体型、又は連携による放課後児童クラブ・子どもふれあいスクール実施の具体的な方策

ア) 共通プログラムの展開

ふれあいスクールで実施している「土曜プログラム」などを活用し、子どもたちにより多くの体験機会を提供していきます。その際には、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールのスタッフが連携し情報を共有し、希望する児童が参加できるように留意して実施します。

イ) 職員の配置・質の確保

平成25年度から、子どもふれあいスクール事業研修会へ放課後児童クラブ職員が参加するなど、子どもふれあいスクール運営主任、スタッフ及び放課後児童クラブ職員、両者の共通理解を図る取り組みを行い今後も継続していきます。

(4) 放課後の安心・安全な居場所の確保に向けて

①教育委員会とこども未来部の連携について

新潟市では、「新潟市放課後子どもプラン推進委員会」を設置しており、本市の放課後対策事業実施方法のあり方について検討しています。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの所管課や関係者が集い、各小学校の実情に合わせた両事業の連携や一体型の実施について、具体的に意見交換を行い、両事業を行うすべての実施校において、連携の強化を図っていきます。

② 放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールへの小学校余裕教室等の活用について

放課後児童クラブについては、教育委員会や各小学校の理解を得ながら、小学校の余裕教室の活用を基本として進めます。

子どもふれあいスクールや一体型の実施については、基本的には小学校内で実施していますが、状況に応じて児童館や公民館などの施設の活用を検討していきます。

両事業や一体型の実施を初めとする児童の安心・安全な居場所の確保にむけて、教育委員会や各学校、こども未来部が共通理解のもと、各事業の整備予定や運営状況など定期的な情報共有を図り、連携して各事業を実施していきます。

③ 特別な配慮を必要とする児童への対応について

特別な配慮を必要とする児童を含め、希望するすべての児童を受け入れています。

放課後児童クラブでは、特別な配慮が必要な児童に対し引き続き臨時支援員を配置して対応するほか、学校や放課後等デイサービス事業所などの関係機関とも情報共有を行い連携を図ることにより、保護者や児童が安心して過ごせるよう配慮します。

(参考) 放課後等デイサービスについて

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行い、学校などと連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等の活動の充実に努めています。令和元年12月1日現在、市内65事業所で児童の受け入れを行っています。

【各年度のサービス見込量】

	H30	R1 (H31)	R2 (H32)
人日分(月)	10,985	11,505	12,025
人分(月)	845	885	925

※人日分(月)：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの利用日数」

人分(月)：月間のサービス利用人数

(第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画より)

3-3 市立保育園配置計画に関するもの

◆市立保育園配置計画における今後の方向性◆

本市における保育の現状と課題（地域による保育ニーズの違い、低年齢児からの入園児童数の増加、施設の老朽化の進行、保育士不足、市立における正職率の低下（約3割）、持続可能な行政運営の必要性等）を踏まえ、これまで以上に民間の力を活用した上で、市内全ての市立保育園等86施設（計画策定時87施設）を対象に適正配置を進めるため、平成30年10月に「新潟市立保育園配置計画」を策定しました。

計画では、各施設について、建築年数（老朽化の状況）、利用の状況、新設の民間施設を含む近隣保育所などでの受け入れの可能性、市立の必要性（基幹保育園、セーフティネット機能）等、周辺地域の状況や住民意向を考慮の上、対応時期・方針について、個別に検討・調整し、在園児への影響を最大限配慮するとともに、地域における合意形成をしながら進め、施設数について概ね20年で半数程度、正職率について同規模政令市と同等の50～60%を目指すこととしています。

【各施設の耐用年数到達時期一覧】（※1）

区	年度	R2-6 (2020-2024)	R7-11 (2025-2029)	R12-16 (2030-2034)	R17- (2035-)	民間保育施設数 (※3)
北 (12)		太夫浜・越岡	ちとせ・早通北・太田・三ツ森・若葉	かやま・すみれ・二葉	早通南・木崎	【保】 6 【こ】 7
東 (10)		山ノ下・大山・中野山・石山・第二中野山・東中野山		山木戸・中山	大形・桃山	【保】 10 【こ】 22(2) 【小】 4(1)
中央 (12)		しなの・山潟	入舟	白山・敷島・流作場・長嶺	八千代・万代(※2)・沼垂・鳥屋野・ロータリー	【保】 12 【こ】 30(1) 【小】 6(2)
江南 (13)		両川・ことぶき・曾野木・第二曾野木・大江山・亀田第一・亀田第二	亀田第三	横越双葉・亀田第五	横越中央・横越小杉・亀田第四	【保】 11 【こ】 6 【小】 1
秋葉 (5)		新金沢		新津東・小須戸	金津・矢代田	【保】 6 【こ】 9(2) 【小】 1(1)
南 (12)		新飯田	臼井・古川・にししろね・あじほ	諏訪木・根岸・大通・月潟	白根・大鷲・小林	【保】 4(1) 【こ】 1
西 (11)		内野・上五十嵐・坂井・坂井輪・小針	大野・寺地・山田		興野・木場・黒崎・なかよし	【保】 14(1) 【こ】 23(1) 【小】 6(3)
西蒲 (11)				岩室・巻・松野尾・七浦・なかのくち	和納・巻つくし・すわ・漆山東・漆山西・かきの実	【保】 6 【こ】 4
施設数 (86)		24	14	22	26	【保】 69 【こ】 102 【小】 18

※1 耐用年数は、木造30年、鉄骨50年で整理。下線は、令和2年4月時点で耐用年数を超過している施設。（ただし、全ての施設について耐震改修済）

※2 令和2年2月に宮浦乳児と統合新設

※3 令和2年4月1日時点

【保】保育園、【こ】認定こども園、【小】小規模保育施設（ ）：うちH31以降新設

【各年度の予定】

年度		R2-6 (2020-2024)	R7-11 (2025-2029)	R12-16 (2030-2034)	R17-R21 (2035-2039)
施設数	総数	86 → 75	75 → 65	65 → 55	55 → 45
	目標	△11 程度	△10 (各年度△2 程度)	△10 (各年度△2 程度)	△10 (各年度△2 程度)
方針決定済		曾野木 第二曾野木 (統合・民営化)			

【早期に対応が必要な施設】

1 既に耐用年数を超過している施設	太夫浜・越岡・山ノ下・大山・中野山・石山・第二中野山・東中野山・しなの・山潟・両川・ことぶき・大江山・亀田第一・新金沢・新飯田・内野・五十嵐・坂井・坂井輪・小針
2 新すこやか未来アクションプラン (H27～H31) において既に実行予定としている施設	<u>石山</u> ・ <u>第二中野山</u> ・ <u>白山</u> ・ <u>敷島</u> ・ <u>内野</u> ・ <u>上五十嵐</u>
3 地域別実行計画において既に検討を開始している施設	かやま・すみれ・太田・若葉・ <u>坂井</u>
4 利用児童数が 20 人未満の施設 (児童福祉法における認可保育所の定員の下限)	<u>新飯田</u>
5 近隣に民間保育施設ができるため、受け入れの可能性のある施設	<u>山ノ下</u> ・ <u>古川</u>

※下線は、「1 既に耐用年数を超過している施設」にも該当する施設

各論Ⅲ

● 内 容

第1章 推進体制

第1章 推進体制

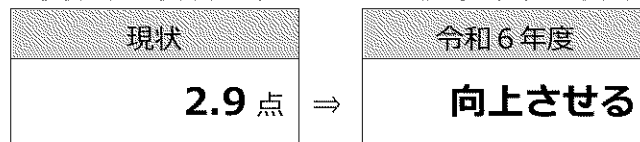
1-1 計画の推進に向けて

(1) 計画の進捗管理・評価

本計画の進捗管理・評価については、毎年度の実施状況や「子育て市民アンケート」などの結果を「新潟市子ども・子育て会議」において報告し、点検・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し・修正を行うこととし、全体的な計画の推進状況を確認するため、成果指標を次のとおり設定します。

●計画全体の指標

〔住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度〕（5段階評価での平均値）

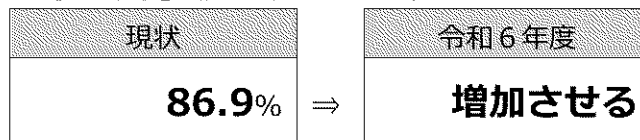


現状数値の出典：新潟市 H30 年度子ども子育て支援に関するニーズ調査
※対象：未就学児及び小学生の保護者

●施策方針ごとの成果指標

施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

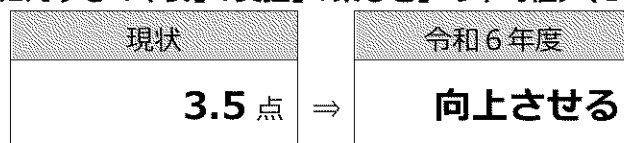
〔自分にはよいところがある〕と思う児童の割合〕



現状数値の出典：文部科学省 全国学力・学習状況調査 ※対象：小学校6年

施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

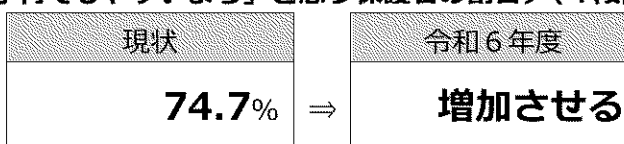
〔保護者の子育てに対する「不安」「負担」「楽しさ」の平均値〕（5段階評価での平均値）



現状数値の出典：新潟市 H30 年度子ども子育て支援に関するニーズ調査
※対象：未就学児及び小学生の保護者

施策方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり連携して支える

〔「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合〕（4段階評価での平均値）



現状数値の出典：新潟市 H30 年度子ども子育て支援に関するニーズ調査
※対象：未就学児及び小学生の保護者

●施策ごとの成果指標一覧（再掲）

施策		指標	現状 (H30)	目標 (R6)
1-1	就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保こ小連携	教育・保育内容に関する園評価の公表実施施設の割合	10%	70%
		新潟市共通幼小接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）の実施施設の割合	30%	100%
1-2	安心してすごせる居場所づくりと放課後対策の推進	放課後児童支援員ネットワーク研修を受講したクラブの割合	89.7%	100%
		子どもふれあいスクールと放課後児童クラブの一体型実施箇所数	13か所	23か所
1-3	生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実	食育関連事業を実施している保育施設の割合	92.3%	100%
		地域のこと（自然・歴史・産業など）にふれたり、調べたりする学習が好きと回答した児童の割合（小学6年生）	75.9%	増加させる
1-4	子ども・若者の健全育成と自立支援	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した生徒の割合（中学3年生）	97.1%	維持する
		将来の夢やつきたい仕事があると回答した生徒の割合（中学3年生）	65.7%	増加させる
1-5	配慮が必要な子どもへの支援	教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率	79.1%	増加させる
		児童発達支援センター「こころん」による保育所等訪問支援の件数	0件	増加させる
2-1	妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実	リスクを把握した妊婦について、産前に状況確認をした割合	96.8%	100%
		こんにちは赤ちゃん訪問等での母子等の状況を把握した割合率	100%	100%

施策		指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
2-2	就学前の教育・保育基盤の整備と保育サービスの充実	待機児童数	0人	0人
2-3	経済的負担軽減のための支援	日ごろ悩んでいることについて「子どもにかかるお金に関すること」と回答した人の割合	未就学児の保護者 ：48.7% 小学生の保護者 ：48.3%	減少させる
2-4	ひとり親家庭への自立支援	高等職業訓練促進給付金の受給者のうち、資格を活かして就職した人の割合	100%	100%
3-1	子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成	父親の育児休業取得率	5.2%	増加させる
		子育て支援制度がある事業所数	77.2%	増加させる
		にいがたっ子すこやかパスポートの協賛店舗数	755店	増加させる
3-2	地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援	ファミリー・サポート・センターの提供会員数	481人	増加させる
		家庭教育学級参加者満足度	93.3%	維持する
3-3	児童虐待防止と要保護児童等対策	児童虐待死亡事例	0人	0人
		児童虐待に関する通告義務と通告先の認知率	40.1% ※H29	増加させる
3-4	社会的養護体制の充実	登録里親数	122世帯	増加させる
		里親委託率	55.9%	増加させる

資料編

● 内 容

- 1 施策体系・関連事業一覧
- 2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料
- 3 用語集

1 施策体系・関連事業一覧

施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業・取り組み名	所管課	方向性	
				新規検討 ／拡充	継続
1-1 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保こ小連携					
	教育・保育に 携わる人材の 資質向上	教育・保育施設職員の人材育成研修	保育課	●	
		私立幼稚園すこやか補助金	保育課		●
		食物アレルギー対策の強化	保育課		●
		園児の健康管理	保育課		●
		幼稚園教員研修	学校支援課		●
		幼稚園教諭新規採用初任者研修	学校支援課		●
	新潟市共通幼 小接続期カリ キュラムの普 及	新潟市共通幼小接続期カリキュラム	保育課 教育総務課 学校支援課	●	
		幼保こ小連携推進事業合同研修	保育課 教育総務課 学校支援課		●
	認定こども園 の普及	認定こども園の適正配置	保育課		●
1-2 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進					
	児童の放課後 の居場所の確 保	ひまわりクラブ施設整備	こども政策課		●
		民設放課後児童クラブ施設整備費補助金	こども政策課		●
		指定管理者制度によるひまわりクラブの運営	こども政策課		●
		放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設)	こども政策課		●
		民設放課後児童クラブ運営委託	こども政策課		●
		子どもふれあいスクール	地域教育推進課		●
	放課後児童ク ラブ職員の資 質向上	民設放課後児童クラブ研修・指導事業	こども政策課		●
		放課後児童支援員等の処遇改善	こども政策課		●
	地域における 子どもの居場 所づくり	子ども食堂への支援	こども政策課		●
		児童館の運営・支援	こども政策課 区健康福祉課		●
		地域子育て支援センター事業	保育課		●
		公園施設長寿命化対策支援事業	公園水辺課		●
都市公園ストック再編事業		公園水辺課		●	
子どもの居場所	中央公民館		●		

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業・取り組み名	所管課	方向性	
				新規検討 ／拡充	継続
1-3 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実					
「農」や「食」 を知る機会 の拡充	教育・保育施設での「食育の日」の取り組み	保育課		●	
	保育園農業体験推進	食と花の推進課 保育課		●	
	「新潟発 わくわく教育ファーム」推進事業	食と花の推進課		●	
	食育・花育センターの管理運営	食と花の推進課		●	
	アグリパークの管理運営	食と花の推進課		●	
	学校給食事業	保健給食課		●	
	農業体験学習（アグリ・スタディ・プログラム） の推進	学校支援課		●	
文化・芸術・ 図書に触れる 機会の拡充	子どものための芸術文化体験事業	文化政策課		●	
	にいがた市民文学	文化政策課		●	
	こどもマンガ講座	文化政策課		●	
	にいがたマンガ大賞	文化政策課		●	
	りゅーとぴあ普及・育成事業	文化政策課		●	
	芸術創造村・国際青少年センター 「ゆいぽーと」の管理運営	文化政策課		●	
	ARTRIP（アートルリップ）	美術館		●	
	子ども講座	美術館		●	
	こどもスタンプカード	美術館 新津美術館		●	
	こどもタイム	新津美術館		●	
	ブックスタート事業	中央図書館	●		
	赤ちゃんタイム	中央図書館		●	
多様な交 流・体験機会 の拡充	Lounge N きままプログラム	美術館		●	
	こども創造センターの管理運営	こども政策課		●	
	動物ふれあいセンター管理運営	動物愛護センター		●	
	地域と学校パートナーシップ事業	地域教育推進課		●	
	芸術創造村・国際青少年センター 「ゆいぽーと」の管理運営【再掲】	地域教育推進課		●	
	自然体験学習	学校支援課		●	
	人権・同和・男女平等教育	学校支援課		●	
	道徳・福祉教育	学校支援課		●	
	外国語・国際理解教育	学校支援課		●	
	インクルーシブ教育システム	学校支援課		●	
	世代間交流事業	中央公民館		●	
	子ども体験活動・ボランティア活動推進事業	中央公民館		●	

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業・取り組み名	所管課	方向性	
				新規検討 ／拡充	継続
	安心・安全教育の充実	交通安全教室	市民生活課		●
		子どもの体験型安全教室	市民生活課		●
		CAPプログラム	こども政策課		●
		防災教育	学校支援課		●
1-4 子ども・若者の健全育成と自立支援					
	思春期保健 対策と相談 体制の充実	思春期健康教育	こども家庭課	●	
		思春期青年期相談	こころの健康 センター		●
		児童相談所	児童相談所		●
		若者支援センター「オール」	地域教育推進課		●
		性に関する指導	学校支援課		●
いじめの未 然防止、不登 校の子ども への支援		いじめ防止市民フォーラムの実施	学校支援課		●
		新潟市いじめ防止市民連絡協議会	学校支援課		●
		教職員研修の実施	学校支援課		●
		欠席連絡の丁寧な聞き取りと欠席3日目の家庭訪問の実施	学校支援課		●
		「児童生徒理解教育支援シート」を活用したチーム支援	学校支援課		●
		不登校担当者会議	学校支援課		●
		不登校の実態把握に係る学校訪問	学校支援課		●
		カウンセラー等活用事業	学校支援課		●
子ども・若者 の健全育成 と自立支援		教育相談ネットワーク	学校支援課		●
		若者支援センター「オール」【再掲】	地域教育推進課		●
		にいがた若者自立応援ネット	地域教育推進課		●
		街頭育成活動	地域教育推進課		●
		非行防止キャンペーン	地域教育推進課		●

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規検討/ 拡充	継続
1-5 配慮が必要な子どもへの支援					
障がいの早期 発見と地域支 援、療育の充 実	こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課		●	
	乳幼児健康診査	こども家庭課		●	
	乳幼児健康指導	こども家庭課		●	
	医師による発達相談	こども家庭課		●	
	療育教室	こども家庭課		●	
	児童発達支援センター「こころん」 (通所支援、発達相談)	こども家庭課 (児童発達支 援センター)		●	
障がいのある 子どもの受け 入れ体制の拡 充と関係機関 の連携	発達支援コーディネーターの養成	こども家庭課		●	
	児童発達支援センター「こころん」(巡回支援)	こども家庭課 (児童発達支 援センター)		●	
	障がい児保育事業	保育課		●	
	早期からの就学支援	学校支援課		●	
	インクルーシブ教育システム【再掲】	学校支援課		●	
障がい福祉サ ービス及び相 談支援体制の 充実	基幹相談支援センター	障がい福祉課		●	
	児童発達支援	障がい福祉課		●	
	放課後等デイサービス	障がい福祉課		●	
	短期入所	障がい福祉課		●	
	日中一時支援	障がい福祉課		●	
	保育所等訪問支援	障がい福祉課		●	
	児童発達支援センター「こころん」 (保育所等訪問支援)	こども家庭課 (児童発達支 援センター)	●		
	障がい児相談支援	こども家庭課 (児童発達支 援センター)		●	
医療費負担の 軽減と医療的 ケア児の支援	障がい児入所支援	児童相談所		●	
	こども医療費助成	こども家庭課	●		
	未熟児養育医療費助成	こども家庭課		●	
	小児慢性特定疾病医療費助成	こども家庭課		●	
	自立支援医療費(育成医療)助成	こども家庭課		●	
新潟市口腔保健福祉センター	健康増進課		●		
施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援	左記施策で対象となる子どもへの支 援も位置づける				
施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策					
施策 3-4 社会的養護体制の充実					

施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規採計/ 拡充	継続
2-1 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実					
切れ目ない 母子保健施 策の推進	妊婦健康診査	こども家庭課		●	
	母子健康手帳交付・妊婦保健指導	こども家庭課		●	
	安産教室	こども家庭課		●	
	産後ケア	こども家庭課	●		
	こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】	こども家庭課		●	
	乳幼児健康診査【再掲】	こども家庭課		●	
	乳幼児健康指導【再掲】	こども家庭課		●	
	園児の健康管理	保育課		●	
	予防接種事業	保健管理課		●	
	離乳食・幼児食講習会	健康増進課		●	
	妊婦乳幼児歯科健康診査	健康増進課		●	
	むし歯予防事業	健康増進課		●	
	学校における巡回歯科指導の実施	保健給食課		●	
	園・学校におけるフッ化物洗口の実施	保健給食課 保育課		●	
切れ目ない 相談支援・情 報提供体制 の構築	子育て応援パンフレット「スキップ」の発行	こども政策課		●	
	子育て応援アプリの運営	こども政策課		●	
	子育てなんでも相談センター「きらきら」の支援	こども政策課		●	
	家庭児童相談	こども政策課		●	
	妊娠・子育てほっとステーション	こども家庭課	●		
	育児相談	こども家庭課		●	
	思春期健康教育【再掲】	こども家庭課	●		
	児童相談所による相談・支援事業	児童相談所		●	
	地域子育て支援センター事業【再掲】	保育課		●	
子育て負担 軽減に向け た預かり・交 流機会の充 実	ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課	●		
	子育て短期支援事業（こどもショートステイ）	こども政策課	●		
	児童館・児童センター	こども政策課		●	
	教育・保育施設等での一時預かり	保育課		●	
	地域子育て支援センター事業【再掲】	保育課		●	
	家庭教育支援事業	中央公民館		●	
不妊症・不育 症に対する 支援	特定不妊治療費助成	こども家庭課		●	
	不育症治療費助成	こども家庭課		●	

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規検討/ 拡充	継続
2-2 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実					
	教育・保育基盤の整備	教育・保育施設等の定員の拡充	保育課		●
		教育・保育施設等の整備	保育課		●
		地域型保育事業	保育課		●
		保育士確保に向けた取り組みの充実	保育課		●
		市立保育園配置計画の推進による老朽化・狭あい化対策	保育課	●	
	多様な保育サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	こども政策課	●	
		子育て短期支援事業（こどもショートステイ）【再掲】	こども政策課	●	
		乳児保育	保育課		●
		時間外保育事業	保育課		●
		休日保育	保育課	●	
		一時預かり事業（拠点整備）	保育課		●
		病児デイサービス	保育課		●
		夜間保育	保育課		●
		幼稚園での預かり保育	保育課		●
障がい児保育事業【再掲】	保育課		●		
2-3 経済的負担の軽減のための支援					
保育・教育にかかる経済的負担の軽減	ひまわりクラブ利用料・減免制度	こども政策課		●	
	私立高等学校学費助成	こども政策課		●	
	保育料の軽減（多子世帯への軽減を含む）	保育課		●	
	私立幼稚園すこやか補助金【再掲】	保育課		●	
	就学援助事業	学務課		●	
	入学準備金貸付事業	学務課		●	
	学び直し授業料負担の支援	学務課		●	
	特別支援教育就学奨励事業	学務課		●	
	奨学金貸付事業	学務課		●	

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規採計/ 拡充	継続
	医療にかかる経済的負担の軽減	妊産婦及びこども医療費助成	こども家庭課	●	
		未熟児養育医療費助成【再掲】	こども家庭課		●
		小児慢性特定疾病医療費助成【再掲】	こども家庭課		●
		自立支援医療費（育成医療）助成【再掲】	こども家庭課		●
	その他の給付・支援	家庭ごみ指定袋の支給	廃棄物対策課		●
		生活保護事業	福祉総務課		●
		児童手当給付	こども家庭課		●
2-4 ひとり親家庭への自立支援					
	自立に向けた生活・就労サポートの充実	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉総務課		●
		ひとり親家庭等日常生活支援	こども家庭課		●
		ひとり親家庭生活支援講習会	こども家庭課		●
		ひとり親家庭等就業・自立支援センター	こども家庭課		●
		母子・父子自立支援プログラム策定	こども家庭課		●
		自立支援教育訓練給付金	こども家庭課		●
		高等職業訓練促進給付金	こども家庭課		●
		ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付	こども家庭課		●
	経済的負担の軽減	母子生活支援施設管理運営	こども家庭課		●
		児童扶養手当給付事業	こども家庭課		●
		ひとり親家庭等医療費助成事業	こども家庭課		●
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こども家庭課		●
		みなし寡婦（夫）控除	こども家庭課		●
	保育サービス等利用にあたっての配慮	母子向け住宅	こども家庭課		●
		放課後児童健全育成緊急対策事業補助金（民設）	こども政策課		●
ひとり親家庭のひまわりクラブ入会基準の緩和		こども政策課		●	
子どもへの学習・生活サポートの充実	教育・保育施設の優先利用の促進	保育課		●	
	ひとり親家庭学習支援	こども家庭課		●	

施策方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規検討/ 拡充	継続
3-1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成					
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と企業・団体等との連携	男性のための電話相談	男女共同参画課		●	
	男性の育児休業取得奨励金	男女共同参画課		●	
	女性の再就職支援	男女共同参画課		●	
	「すべての働く人のためのハンドブック」-女性も男性も輝く社会のために-の発行	雇用政策課		●	
	働き方改革推進事業	雇用政策課		●	
社会全体で子育てを担う機運の醸成	にいがたっすこやかパスポート事業	こども政策課	●		
	子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」の活用	こども政策課		●	
	「スマイルプラス運動」の展開	こども政策課		●	
	児童福祉週間（厚生労働省）、家族の日・家族の週間（内閣府）等への協力	こども政策課		●	
	世代間交流事業【再掲】	中央公民館		●	
3-2 地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援					
地域で子育て支援を担う人材の育成	地域の茶の間支援事業	地域包括ケア推進課	●		
	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	こども政策課	●		
	家庭教育支援事業	中央公民館		●	
地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み	校区交通安全推進協議会	市民生活課		●	
	子ども見守り隊	学校支援課		●	
	スクールガードリーダー	学校支援課		●	
家庭の子育て力を育む機会の充実	男性の生き方講座（子育て期）	男女共同参画課		●	
	安産教室【再掲】	こども家庭課		●	
	家庭教育振興事業	中央公民館		●	
	子育て出前学習講座（小学校）	中央公民館		●	
	子育て出前学習講座（中学校）	中央公民館		●	
	ブックスタート事業【再掲】	中央図書館	●		

施策	具体的 取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規検討/ 拡充	継続
3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策					
	児童虐待に 対応する体 制の強化	要保護児童対策地域協議会の運営	こども政策課		●
		子ども家庭総合支援拠点の設置検討	こども政策課	●	
		子どもの安全を守るための一時保護事業	児童相談所		●
		児童相談所の体制強化	児童相談所		●
	相談体制の 充実	法律相談	こども政策課		●
		児童相談所による相談・支援事業	児童相談所		●
		職員研修の実施	児童相談所 こども政策課		●
		家庭への支援と子どもの自立支援事業	児童相談所		●
	虐待の未然 防止に向け た組み組 みの推進	オレンジリボンキャンペーンの実施	こども政策課		●
		虐待防止ファイルの配布	こども政策課		●
		虐待防止パンフレットの配布	こども政策課		●
		養育支援訪問事業	こども政策課		●
		こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】	こども家庭課		●
		乳幼児健康診査【再掲】	こども家庭課		●
	3-4 社会的養護体制の充実				
社会的養護 が必要な子 どもの居場 所の確保	市立乳児院管理運営事業	こども政策課		●	
	児童自立支援施設改築整備負担金	こども政策課		●	
	母子生活支援施設管理運営	こども家庭課		●	
	里親・ファミリーホームの普及促進	児童相談所	●		
子どもの自 立支援と家 庭支援の充 実	母子生活支援施設管理運営【再掲】	こども家庭課		●	
	各施設退所後のアフターケア	児童相談所		●	
	社会的養護が必要な児童についての連携	児童相談所		●	

※「拡充」や「継続」の方向性については、予算や事業規模だけでなく、取り組み内容の改善や見直しによるものを含みます。

各区による取り組み

特色のある区づくり事業	
	各区においては、地域の実情やニーズに応じて様々な子ども・子育て支援事業を行っていますが、特色のある区づくり予算の性質上、原則3年以内（事業評価により延長も可）の期間で実施しています。

2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料

(1) 新潟市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	役職名など	部会		
		幼保	放課後	みどり
阿部 由美	連合新潟地域協議会健進会職員組合副執行委員長			○
池田 貴之	新潟市社会福祉協議会地域福祉課地域活動支援係長		○	○
市嶋 範恵	新潟市民生委員児童委員協議会連合会青少年・児童部会長			○
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授		○	
海津 基生	新潟市歯科医師会理事			○
菊池 貴子	新潟市手をつなぐ育成会連絡協議会新潟地区手をつなぐ育成会幹事			○
◎小池 由佳	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授	○		○
小林 美奈子	公募委員			○
斎藤 聖治	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会会長	○		
佐藤 勇	新潟市医師会理事			○
☆椎谷 照美	特定非営利活動法人ヒューマン・エイド22代表理事	○		○
志賀 有子	公募委員	○		
関川 弘雄	新潟市青少年健全育成協議会会長		○	
長谷川 雅朗	新潟市小中学校PTA連合会副会長		○	
平澤 正人	新潟市私立保育協会会長	○		
平田 秀子	新潟商工会議所女性会理事	○		
政谷 英樹	新潟市小学校長会会長		○	
三浦 聖子	新潟市母子福祉連合会副会長			○
山岸 則子	地域教育コーディネーター		○	

◎会長 ☆副会長

※敬称略・50音順 令和2年3月1日現在

(令和元年8月31日まで)

- ・大竹 真理子 (新潟市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員)
- ・菊地 千以 (新潟市母子福祉連合会会長)
- ・鈴木 昭 (新潟医療福祉大学非常勤講師)
- ・長崎 麻里子 (公募委員)
- ・長谷川 雅之 (新潟市歯科医師会理事)
- ・福士 晃子 (公募委員)
- ・横尾 三代子 (新潟市社会福祉協議会福祉相談支援課相談支援係長)

(2) 新潟市子ども・子育て会議開催経過

【本体会議】

開催数	開催年月日	主な内容
平成 30 年度 第 1 回 (通算第 16 回)	平成 30 年 10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新・すこやか未来アクションプランの進捗状況について ○第 2 期計画の策定にかかるニーズ調査の内容について
平成 30 年度 第 2 回 (通算第 17 回)	平成 31 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ○「量の見込み」の算出及び計画策定について
令和元年度 第 1 回 (通算第 18 回)	令和元年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定方針について ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計方法について ○新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果のポイント・課題について ○新潟市子ども・子育て会議における部会及び審議・議決事項の取扱いについて
令和元年度 第 2 回 (通算第 19 回)	令和元年 9 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ○「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）（現計画）」及び「新潟市子どもの貧困対策推進計画（新潟市子どもの未来応援プラン）」の進捗状況・評価について ○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画」骨子（案）について
令和元年度 第 3 回 (通算第 20 回)	令和元年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」素案について
令和元年度 第 4 回 (通算第 21 回)	令和元年 12 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」案について
令和元年度 第 5 回 (通算第 22 回)	令和 2 年 2 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの結果について ○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」案について

※平成 30 年度から令和元年度に開催した本計画策定にかかる経過について記載しています。

【幼保部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第15回)	令和元年7月30日	○新・すこやか未来アクションプラン第2期計画にかかる「量の見込み」及び方向性について ○令和2年度に新設・移設予定の特定教育・保育施設について ○その他
令和元年度 第2回 (通算第16回) 書面会議	令和元年10月25日 から11月5日	○新・すこやか未来アクションプラン第2期計画にかかる「量の見込み」及び方向性について

【放課後児童クラブ検討部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第15回)	令和元年8月2日	○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定について ○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画における放課後児童健全育成事業の「量の見込み」の算定について
令和元年度 第2回 (通算第16回)	令和元年10月7日	○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の記載事項について

【子ども・子育て支援ネットワーク部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第1回)	令和元年8月6日	○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定について ○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画にかかる「量の見込み」及び方向性について
令和元年度 第2回 (通算第2回) 書面会議	令和元年10月10日 から10月17日	○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画にかかる取り組みの方向性について ○前回部会後の委員意見等への回答について

※令和元年度に開催した本計画策定にかかる会議について記載しています。

(3) 新潟市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日条例第33号

改正

平成26年10月7日条例第59号

平成29年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき同項に規定する事務を処理するため、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき同条に規定する事項を調査審議するため、新潟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等の委嘱)

第3条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの（以下「出席委員」という。）の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議等の公開)

第8条 子ども・子育て会議の会議及び調査審議に係る手続は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。
- 7 前3条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、第6条第1項及び前条ただし書中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(秘密を守る義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(施行の日=平成27年4月1日)

(準備行為)

- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項のうち、同法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る調査審議については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市子ども・子育て会議条例の規定の例により行うことができる。

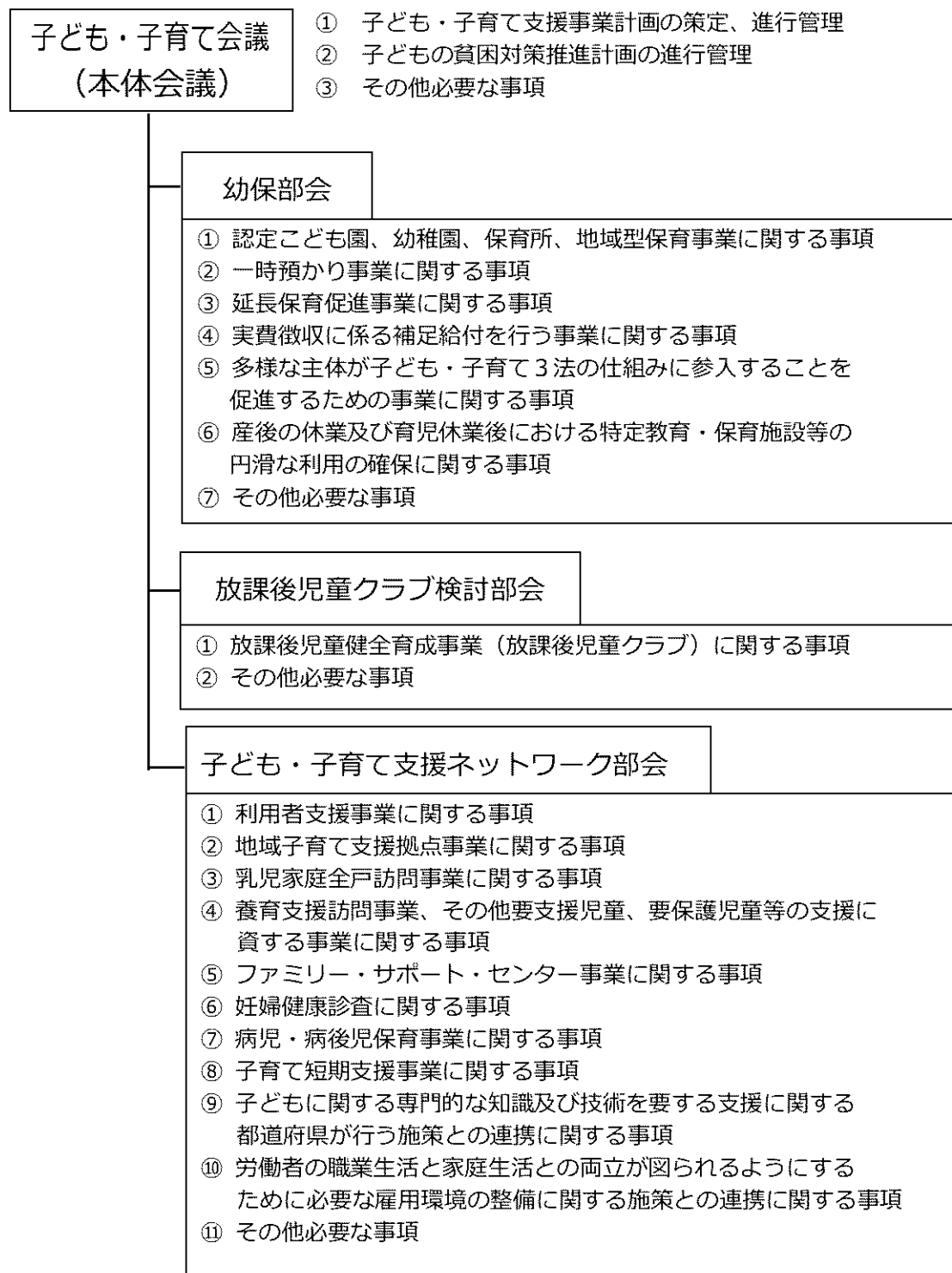
附 則 (平成29年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(3) 新潟市子ども・子育て会議の部会について

令和元年 5 月 30 日
新潟市子ども・子育て会議決定



<部会の審議・議決事項の取扱い>

- (1) 部会において審議・議決を終了した事項は、子ども・子育て会議に報告するものとする。
- (2) 部会で審議・議決をした事項については、子ども・子育て会議の議決とみなす。
ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りではない。

3 用語集

あ 行

インクルーシブ教育システム〔初出：58 ページ〕

障がいのある児童とない児童がともに同じ場で学び、一人ひとりのニーズに応じた教育や支援が受けられる仕組み。

オレンジリボンキャンペーン〔初出：34 ページ〕

子どもの虐待防止運動のシンボルであるオレンジリボンを用い、毎年 11 月の児童虐待防止月間を中心に行う啓発キャンペーン。

か 行

確保の方策〔初出：85 ページ〕

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量に対する供給量。

家庭教育学級〔初出：76 ページ〕

出産前から中学生期までの子どもの成長にあわせて必要な情報や課題を学んだり、親として子どもとどう付き合っていくかを考える場を連続講座により提供する。

家庭児童相談室〔初出：31 ページ〕

家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、福祉事務所に設置されている相談室。

家庭的保育事業〔初出：26 ページ〕

保育者の居宅、その他の場所で行われている定員が 5 人以下の保育事業。地域型保育事業の一類。

基幹保育園〔初出：110 ページ〕

通常の保育のほか、区や関係機関との連携を図りながら、地域の保育の実情や課題を把握し、保育情報の発信、ニーズに即した保育、子育て支援事業の展開を図ることを目的に設置される園。

子育て世代包括支援センター〔初出：31 ページ〕

新潟市における「妊娠・子育てほっとステーション」。母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等のスタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供するもの。法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。

子育てのための施設等利用給付〔初出：102 ページ〕

幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付認定を受けた子どもが幼稚園（新制度未移行）、預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料の給付。

子ども家庭総合支援拠点〔初出：79 ページ〕

地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性をもった機関・体制。

子どもショートステイ〔初出：31 ページ〕

P93 に記載

子ども食堂〔初出：55 ページ〕

親子または子ども一人でも安心して訪れることができる無料あるいは安い参加費で食事が提供される居場所。

こんにちは赤ちゃん訪問〔初出：30 ページ〕

P91 に記載

さ 行

産後ケア〔初出：29 ページ〕

産後うつや育児不安解消のための心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するもの。医療機関等での宿泊ケアやデイケア、助産師等による訪問ケアなどがある。

事業所内保育施設〔初出：26 ページ〕

事業所の従業員の子ども「従業員枠」と地域の子ども「地域枠」を受けるために事業所内に設置された保育施設。地域型保育事業の一類。（「地域枠」を設定しない事業所も有り）

児童福祉司〔初出：79 ページ〕

児童相談所の中核的な職員で、子どもや保護者の相談に応じ、必要な支援を行う職員のこと。

児童心理司〔初出：79 ページ〕

児童相談所に配置される職員で、子どもや保護者の心理判断を行い、必要な支援（助言や指導）を行う職員のこと。

社会的養護〔初出：27 ページ〕

保護者のない児童や保護者に養育させることが適当でない児童を、里親やファミリーホーム、または児童養護施設等において、公的責任で保護・養育すること。

障がい児通所支援（放課後等デイサービス）〔初出：25 ページ〕

児童福祉法に基づく障がい児通所支援の一つで、学校に通学している障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練などを行う福祉サービス。

小規模保育施設〔初出：26 ページ〕

3歳未満児に重点を置いた利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設。地域型保育事業の一類。

スクールカウンセラー〔初出：60 ページ〕

いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対し、臨床心理士や発達課題等への専門知識や経験から、児童生徒へのカウンセリングや教員や保護者に対して助言・指導を行う専門職。

スクールソーシャルワーカー〔初出：60 ページ〕

児童生徒の学校や家庭での問題・課題について、教育、福祉分野の専門知識や経験から、学校や保護者、関係機関と連携して支援を行う専門職。

スマイルプラス運動〔初出：33 ページ〕

市民・地域・企業などが子育て世代に関心を持ち、悩みを理解して、一人ひとりができることから行動することで、市全体にスマイルをプラスしていこうという運動。

セーフティネット機能〔初出：110 ページ〕

ここでは、保育施設において児童発達支援センターや児童相談所、医療機関、警察など複数の公的機関などとの連携が欠かせない児童の受入れや、民間では運営が難しい地域での保育運営や災害時の受入れなどを指す。

ソーシャルワーク〔初出：79 ページ〕

地域社会のさまざまな問題の解決を支援する事業や活動。

た 行

待機児童〔初出：3 ページ〕

保育施設への入園申し込みをし、保育が必要な要件を満たしているにも関わらず、入園できていない状態にある児童のうち、求職活動を休止・特定の園への入園希望等私的な理由・育児休業中の要件に当てはまる者を除いて算出する児童を、国定義の待機児童としている。

地域型保育事業〔初出：28 ページ〕

原則0～2歳児を対象とし、地域の様々な保育ニーズにきめ細かく対応していくための事業。

類型として「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業(本市には無い)」の4つがある

地域子ども・子育て支援事業〔初出：84 ページ〕

子ども・子育て支援法に規定されている、P87 記載の事業のこと。

特定疾患（小児慢性特定疾患）〔初出：32 ページ〕

治療や症状が長期間にわたり、生活の質低下や生命を脅かす疾患であり、医療費の負担も高額となるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定の疾患。(小児慢性特定疾患の解説)

特定妊婦〔初出：92 ページ〕

妊娠中から出産後の子どもの養育について支援が必要な妊婦のこと。具体的には、若年妊娠や、家庭環境が複雑であること、養育に負担のかかる疾患や障がいがあるなど、妊娠中から家庭環境におけるリスクが高いとされる妊婦。

特別支援教育コーディネーター〔初出：62 ページ〕

学校内、または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人のこと。

特別支援教育サポートネットワーク〔初出：62 ページ〕

特別支援教育サポートセンターを核として、市内の特別支援学校や通級指導教室との連携を図ったり、医療や福祉等の専門機関や地域との連携を図ったりすることができる仕組み。

な 行

新潟市共通幼小接続期カリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）〔初出：52 ページ〕

【アプローチ・カリキュラム】公立市立問わずすべての幼児教育・保育施設で実施する小学校入学前（9～3月）に取り組むカリキュラム。子どものかかわる力の基盤を作るための取り組みが示されている。

【スタートカリキュラム】受け入れる小学校側で実施する入学直後に取り組むカリキュラム。スムーズに小学校生活に入れるよう、幼児期の教育・保育環境を踏まえた授業のあり方などが示されている。

にいがたっ子すこやかパスポート〔初出：33 ページ〕

妊婦及び中学生以下の子どもに発行しているカードで、協賛店舗で提示すると特典や割引が受けられる。

認可外保育施設〔初出：26 ページ〕

児童福祉法及び認定こども園法に基づく市の認可施設以外の保育施設で、夜間やベビーシッターなど、多様な保育サービスを実施する施設

妊娠・子育てほっとステーション〔初出：29 ページ〕

新潟市における「子育て世代包括支援センター」で、妊娠や出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する窓口。各区役所の健康福祉課に開設している。

認定こども園〔初出：26 ページ〕

教育と保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せもつ施設。

は 行

発達支援コーディネーター〔初出：29 ページ〕

教育・保育施設等において、専門的な知識をもとに一人ひとりの子どもの成長に応じた支援を行うため、市が行う「発達支援コーディネーター養成研修」を受けた職員のこと。

ファミリー・サポート・センター〔初出：25 ページ〕

P94 に記載

ファミリーホーム〔初出：81 ページ〕

社会的養護が必要な子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う場。

不育症〔初出：66 ページ〕

妊娠はするが、2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって子どもが授けられない状態のこと。

フレックスタイム制〔初出：24 ページ〕

変形労働時間制の一つで、労使間の協定により、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のこと。

保育コンシェルジュ〔初出：101 ページ〕

保育所等の空き情報や保護者からの保育サービスの利用に関する相談を受け、適切な保育サービスの提供に向けた調整などの寄り添った支援を行う職員のこと。

放課後子供教室（ふれあいスクール）〔初出：25 ページ〕

放課後や土曜日に、小学校施設を活用し、子どもたちに遊びや居場所を提供するとともに、異年齢の児童同士や地域の大人との交流を図る事業。

放課後児童支援員ネットワーク研修〔初出：54 ページ〕

放課後児童クラブの放課後児童支援員として必要な知識・技術を補完するため、業務を遂行する上で必要な知識・技術の習得と実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とした研修。

包括的な里親養育支援〔初出：79 ページ〕

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援のこと。

ま 行

マタニティナビゲーター〔初出：29 ページ〕

母子保健相談員のごとく、妊娠期から産後、子育ての期間に至るまで切れ目のない相談やサポートを行う。

や 行

幼児期の教育・保育の無償化〔初出：3 ページ〕

令和元年10月からスタートした、3歳児クラスから5歳児クラスの児童及び住民税非課税世帯の3歳未満児について、教育・保育にかかる利用料が無料になる制度。

要保護児童対策地域協議会〔初出：34 ページ〕

児童虐待を受けている子どもをはじめ、保護者の適切な養育を受けられない要保護児童、要支援児童、特定妊婦の早期発見や適切な保護・支援を図るため、庁内の関係部局のほか、警察や弁護士、医療機関等様々な関係機関が参加し、情報共有や支援内容などの協議を行う場。

幼保こ小連携〔初出：46 ページ〕

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携することでスムーズな接続を目指すこと。

ら行

ライフステージ〔初出：44 ページ〕

妊娠、出産、子育て、就学など、人生の節目ごとに区分した生活環境の段階のこと。

ライフプラン〔初出：30 ページ〕

これからの人生の計画、設計図のこと。進学や就業、結婚観、子育てなどの将来設計について考えること。

量の見込み〔初出：85 ページ〕

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量（ニーズ量）。

わ行

ワーク・ライフ・バランス〔初出：27 ページ〕

働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方をする事、またその考え方。

数字

1号認定、2号認定、3号認定〔初出：86 ページ〕

子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育施設を利用するに当たり必要な市町村による認定区分。

1号：満3歳以上で教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合

2号：満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

3号：満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

アルファベット

CAPプログラム〔初出：58 ページ〕

Child Assault Prevention（子どもへの虐待防止）の頭文字をとったもので、子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力など様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラム。

DV〔初出：61 ページ〕

Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略で、配偶者や恋人、親しい間柄の人物からの暴力のこと。

M字カーブ〔初出：3 ページ〕

年齢別就業率を表すグラフの形状がM字になる現象。女性が結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産のために離職し、子どもの成長後に再就職する人が多いため、このような形状になることが多い。

第2期 新潟市子ども・子育て支援事業計画
-新・すこやか未来アクションプラン第2期計画-

発行年月：令和2年3月

発行：新潟市

編集：新潟市 子ども未来部 子ども政策課

所在地：〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話：025-228-1000（代表）